

桑の木保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

設 置 者	社会福祉法人わらしべ会
所 在 地	埼玉県熊谷市弁財203番地
電 話 番 号	048－588－7970

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	桑の木保育園
施設の所在地	東松山市大字上唐子1016番地3
連 絡 先	TEL0493－81－3335
管 理 者	園長 青木梨恵
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童(2号認定) 18人 満1歳以上満3歳未満の児童(3号認定) 9人 満1歳未満の児童(3号認定) 3人
開設年月日	2020年 4月 1日
建物の構造	木造平屋建て
事業所番号	1121206100011

3 施設の目的・運営方針

1 施設の目的及び運営の方針

子どもたちが心身ともに成長できるよう、一人ひとりを大切にし、きめ細やかな保育をする。また、保護者の不安や心配を軽減し、安心して子育てができるように支える。

地域の力を借りながら、地域に根差していく。

2 提供する保育の内容等

デイリープログラムに則りながら、児童の年齢に応じた季節感のある保育を担当・主任、施設長等で協議していく。給食、おやつ、お昼寝は毎日規則正しい生活として位置づけていく。月間及び年間計画等については、職員会議で協議する。

4 当園における施設・設備等の概要

設備等	部屋数	備考
0、1歳児室	1室	
2歳児	1室	
3、4、5歳児 (ホール)	1室	
事務室	1室	
調理室	1室	

5 職員の配置状況

職 種	員数	備考
園長	1人	
主任保育士	1人	
保育士	7人	
調理員	1人	
事務員	1人	

〈各職種の勤務体系〉

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 7時30分～18時30分
保育士	
栄養士	
調理員	

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日		月曜日～土曜日	
開園時間	月～金曜	7時00分～19時00分	
	土曜	7時30分～18時30分	
保育提供時間 *保育標準時間認定		7時30分～18時30分	
延長保育時間		(月)～(金) 7時00分～7時30分 18時30分～19時00分	
保育提供時間 *保育短時間認定		8時30分～16時30分	
延長保育時間		(月)～(金) 7時00分～8時30分 16時30分～19時00分	(土) 7時30分～8時30分 16時30分～18時30分
休園日		日曜日及び国民の祝日並びに国民の休日 12月29日から1月3日	
当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、原則「就業時間＋通勤時間」とします。保護者が就労していて保育に欠ける方のみお受けいたします。 保育提供時間(標準時間または短時間)の範囲外においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育を提供いたします。時間外保育が必要な時は、速やかにご連絡ください。 (別途料金が発生いたします。15分100円 または 月額15分2,000円)			

7 保護者の負担について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いください。

(2) 実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

・給食費（主食費）	月額1,500円	（対象年齢 3歳児以上）
・（副食費）	月額4,500円	（対象年齢 3歳児以上）
・園外保育等実費	実費	（対象年齢 3歳児以上）
・連絡帳	500円	（対象年齢 2歳児以下）
・送迎代	月額4,000円	（希望者のみ）
・日本スポーツ 振興センター保険料	年間 210円	（全園児）

(3) 延長保育料

保育標準時間認定の場合 15分100円／月額15分2,000円

保育短時間認定の場合 15分100円／月額15分2,000円

(4) 支払い方法（実費徴収・延長保育料等）

集金袋で徴収します。

8 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 小学校に就学したとき。

(2) 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。（園へ退所届、市に異動届を提出してください。）

(3) その他、保育の利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。（園へ、退所届、市へ異動届を提出してください。）

9 当園利用に際しての留意事項について

(1) 欠席等の連絡

欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合は、

午前8時00分までにご連絡ください。(☎ 0493-81-3335)

(2) お迎えに関する連絡

お迎えが遅れる場合やお迎えの方が代わる場合、必ずご連絡ください。

(3) 毎朝の検温体調の確認

子どもの体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。熱が37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。登園前にご家庭で①機嫌の良し悪し②食欲の有無③発熱の有無④排便の状態など、いつもの子どもの様子と異なっていないか確認してください。

(4) 感染症について

集団生活では感染性の病気が発症しますと、すぐ園全体に広がってしまいます。

感染性の病気が発症した場合は、その都度掲示板に記載し連絡します。

伝染性の病気の疑いのある場合は、自己判断せず、必ず病院に行き、病院の医師の指示のもと登園をお願いします。

登園許可証が必要な感染症や、伝染性の高い病気にかかった場合は、完治した旨の医師の証明書(意見書)が登園の際に必要となります。

(5) 体調の変化によるお迎えのお願い

- ・熱が37.5度以上になった場合
- ・嘔吐、下痢などが頻繁に出る場合
- ・体調のくずれがひどい場合
- ・ぐったりしているなど、普段と大きく様子が異なる場合
- ・感染症の疑いがある場合は受診をお願いします。

(6) 予防接種について

保育園は、集団生活のため予防接種をあらかじめ計画的におこなってください。
なお、各種予防接種は保護者の責任で受けていただき、園に報告してください。

(7) 薬の取扱について

原則として、園での服薬はできません。

病院の診察を受けるときに、子どもが現在保育園に通園していること、保育園では原則として服薬ができないので、朝晩の薬に切り替えられるか、聞いてください。やむを得ず薬をお預かりする場合には、医師による「お願い兼指示書」と「保護者記載連絡票」が必要となります。使用する薬は、1回分ずつに分けて当日分のみ持参して、保育士に手渡ししてください。袋や容器に子どもの名前を記入して下さい。投薬がある場合は、必ず登園時に直接「担任または施設長」にお知らせください。

10 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ほしこどもおとなクリニック
医 院 長 名	星礼一
所 在 地	東松山市上野本1226-1
電 話 番 号	0493-24-0753

(2) 歯科

医療機関の名称	山田歯科
医 院 長 名	山田太郎
所 在 地	東松山市柏崎694-3
電 話 番 号	0493-21-6556

11 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓口担当者	園長 青木梨恵(当園開園日・開所時間)
電話番号	0493-81-3335
解決責任者	理事長 高橋京子
電話番号	048-588-7970

必要な場合には、第三者委員を設けます。

第三者委員 (監事) 浦野智明

連絡先 浦野智明公認会計士事務所

TEL03-5206-5087

(評議員) 石井信一

連絡先 TEL048-588-1372

12 虐待の防止

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月実施します。

14 賠償責任保険の加入について

(1) 保険会社	・東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	賠償責任保険 施設賠償 対人 1名 1事故10億円 対物 1事故1,000万円 生産物賠償 対人 1名 1事故10億円 期間中10億円 対物 1事故 期間中1,000万円
保険の種類	傷害保険 死亡・後遺障害230万円 入院日額3,000円 通院日額2,000円 +O-157等特定感染症+地震等天災危険補償コース
(2) 保険会社	・日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付 障害見舞金 その程度により第1級(4,000万円)から第14級(88万円)支給。 死亡見舞金 3,000万円(運動等の行為と関係なしに発症した突然死、突然死に準ずる場合及び通学(園)中は、半額(1,500万円)となる)。

15 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。